

### 第三者評価結果

事業所名：なないろkids武蔵新城

#### A-1 保育内容

A-1-(1) 全体的な計画の作成	第三者評価結果
<p>A-1-(1)-①</p> <p>【A1】 保育所の理念、保育の方針や目標に基づき、子どもの心身の発達や家庭及び地域の実態に応じて全体的な計画を作成している。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>保育園の理念や基本方針は、ホームページやパンフレットに記載し、入園前の説明会でも伝えており、保護者の目に留まるように玄関を入ったロッカー前に提示して、保護者への周知を図っています。</p> <p>全体的な計画は、児童憲章・児童の権利に関する条約・児童福祉法・保育所保育指針などの趣旨を捉えており、園の理念、方針に基づき、子どもの発達過程を考慮し、組織的、計画的に作成しています。コロナ等による家庭、地域の実態も考慮しています。</p> <p>全体的な計画作成に関して、定期的な評価を行うための時間が十分に確保されていません。一年を通して振り返りを行い、保育に関わる職員の参画や、定期的な評価を行うことが望まれます。</p>	
A-1-(2) 環境を通して行う保育、養護と教育の一体的展開	第三者評価結果
<p>A-1-(2)-①</p> <p>【A2】 生活にふさわしい場として、子どもが心地よく過ごすことのできる環境を整備している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>室内の壁面が木できており、ぬくもりの感じる部屋です。室内の温度は状況や状態に応じて調整しています。空気清浄機を各所に設置し、湿度、換気に対して常に適切な状態に保持しています。遊具等は季節や人数、天候などに応じて、配置や数を変えています。使用後の遊具については、チェック表を付けて毎日の消毒確認を行っています。保育室は規定以上のスペースを確保しており、子どもたち一人ひとりが落ち着いて過ごすことのできる場所を提供しています。</p> <p>午睡等の睡眠時はコットを使用することで、衛生的でSIDSのリスク軽減にも配慮しています。</p>	
<p>A-1-(2)-②</p> <p>【A3】 一人ひとりの子どもを受容し、子どもの状態に応じた保育を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>入園時に提出してもらった児童票をもとに個人面談を実施して、家庭環境や子ども一人ひとりの特徴を把握しています。小規模保育園の特性を活かして、担任以外の全ての職員にも情報の共有を行っています。一人ひとりの子どもの気持ちに寄り添い、不安な気持ちを受け止め、時間に追われずに子どもたちが自分の気持ちを表現できるように、基準以上の職員数で手厚い保育に取り組んでいます。</p> <p>可能な限りクラス担当職員が立ち会って1家庭ずつ子どもの受け入れ、保護者と話す時間を設け、登園時の状態や日々の子どもの状況を把握して担任に伝えています。朝会時には他の職員にも共有しています。</p>	
<p>A-1-(2)-③</p> <p>【A4】 子どもが基本的な生活習慣を身につけることのできる環境の整備、援助を行っている。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>子ども一人ひとりの発達にあわせて、挨拶、登園時・食事前・トイレ後の手洗いや、食事・排泄・更衣・睡眠等の日々の生活習慣を身につけられるように指導計画を立てています。家庭と連携しながら、自分自身でやろうとする気持ちを尊重し、根気強く見守りながら、適切な援助を行います。職員が子どもに対して過干渉にならないように発達状況を見極め、自立心を奪わないことを心掛けています。</p> <p>基本的な生活習慣を身につけていくには発達の個人差があるので、計画作成においては子どもの発達状況と、保護者との情報交換により確認した家庭での生活状況や生活リズム等を考慮して、毎週1度、正規職員と非正規職員との話し合いの時間を設けて、計画を見直しています。</p>	
<p>A-1-(2)-④</p> <p>【A5】 子どもが主体的に活動できる環境を整備し、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を展開している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt;</p> <p>園内ではスペースが限られていますが、低い仕切りを使用してゆったりとした雰囲気を作り、異年齢も一緒になって遊んでいます。おもちゃ以外にも様々な遊具が用意されているので、自発的に遊び好きなもので遊ぶ空間となっています。異年齢児との関わりを持つことで人間関係が育まれ、友達とのやり取りも身につけることができ、子どもの生活と遊びを豊かにする保育を行っています。</p> <p>園庭がないため外遊びの時間を大切にしています。散歩先には商店街があり、地域の方々ともふれあうことで、社会のルールも学んでいます。散歩先途中で商店街があり、信号の確認や道路・歩道の歩き方、人との挨拶など、地域の方々とのふれあいの中で社会のルールを学ぶことを心掛けており、保育士が分かりやすく伝える工夫をしています。自然と触れ合う機会にもなるため、夕方にも散歩に出かけるなど、外遊び時間を多く確保しています。</p>	

<p>A-1-(2)-⑤ 【A6】 乳児保育(0歳児)において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 保育室はひとつですが柵や扉で仕切られており、成長の幅が広い0歳児がゆったりと過ごすことができるように、0歳児のみで過ごすスペースが確保されています。発達過程に配慮して担任は手厚く配置されており、保育者と触れ合う時間を多く取り、ゆとりのある環境と、他の職員も状態が把握できるような人員体制を整えています。 言語表現ができないことが多いため、日頃からよく観察し、家庭と連携して一人ひとりの特徴を把握し、表情や仕草などからも体調を観察しています。 保護者との連絡ノートの活用や、登園時に1家庭ずつの受け入れを行って丁寧なコミュニケーションをはかることで、園だけでなく家庭での生活の様子も確認しています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑥ 【A7】 3歳未満児(1・2歳児)の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt; できることが増えて自我も芽生える1・2歳児の保育では、自分でやりたい気持ちを受け止めてできる範囲を見極め、自分でやる意欲を持つことを優先的に考えています。 異年齢交流を大切にしており、一緒に遊ぶ中で小さい子どもとの接し方を学ぶ等、思いやりの気持ちや憧れの気持ちを育て、多くの経験ができるように工夫しています。子ども同士の関わりにおいては、自主性を尊重して職員は見守ることを心掛けていますが、必要に応じて仲立ちや代弁・声掛けを行って関係を深めていけるように努めています。保育内容は個別の指導計画に記録して、職員間での共有を行っています。 コロナ禍のため訪問交流などの密な状況での活動ができませんが、毎日の散歩では積極的に挨拶を行い、散歩先で出会った子ども達や職員以外の大人との交流ができるよう、社会的な体験や探索活動ができる環境作りを心掛けています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑦ 【A8】 3歳以上児の保育において、養護と教育が一体的に展開されるよう適切な環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	c
<p>&lt;コメント&gt; 対象外 : 小規模保育園で3歳以上児が在籍しないため</p>	
<p>A-1-(2)-⑧ 【A9】 障害のある子どもが安心して生活できる環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	b
<p>&lt;コメント&gt; 現在、障害のある子どもは在籍しておらず、ハード面の整備は十分ではありませんが、受け入れに備えて地域の研修会等に参加しています。障害のある子どもの受け入れがあった場合は、関係機関と連携を図り、障害の状態や家庭での生活、生活習慣に対応する個別指導計画を作成する体制が整っています。 配慮が必要な子どもに対してどのような保育・援助を行っていくか、職員によるケース会議を設けて定期的に話し合っていますが、非正規職員への共有や勉強会の実施など、保育所全体での取り組みが望まれます。</p>	
<p>A-1-(2)-⑨ 【A10】 それぞれの子ども在園時間を考慮した環境を整備し、保育の内容や方法に配慮している。</p>	a
<p>&lt;コメント&gt; 子どもの在園時間を考慮して、長時間の保育がストレスにならないような、家で過ごしているような環境に近づけるように工夫しています。一日の生活を見通して、明るさ・音・温度等の調節、時間割り・室内の配置にも配慮しています。夕方には疲れも出てくるので、机上遊びを中心にゆったりと遊べるように工夫しています。 保育時間の長い子どもには、家庭での夕飯やカロリーを考慮し、発達状況に応じた手作りおやつや市販のおやつを提供しています。保育の引継ぎにはメモボードを使用して、子どもの状態を細かく伝える体制を整えています。確実な引継ぎをして、降園時に保護者に対して子どもの様子を伝えて、家庭との連携が取れるように心掛けています。</p>	
<p>A-1-(2)-⑩ 【A11】 小学校との連携、就学を見通した計画に基づく、保育の内容や方法、保護者との関わりに配慮している。</p>	c
<p>&lt;コメント&gt; 対象外 : 小規模保育園で3歳以上児が在籍しないため</p>	
<p>A-1-(3) 健康管理</p>	<p>第三者評価結果</p>

【A12】 A-1-(3)-① 子どもの健康管理を適切に行っている。	a
---------------------------------------	---

<コメント>

川崎市の健康管理マニュアルに基づいた保育所マニュアルを作成しています。登園時には体調確認をしており、特に休日明けは、休日の過ごし方や家族の状況など、丁寧に様子を伺っています。登園時の状況や様子はメモボードに記入して共有できています。子ども一人ひとりの健康状態、既往症や予防接種の状況は、「すこやか手帳」に記録後、個別シートに記入・管理して、全職員が共有できるようにしています。  
感染症流行時には、保護者宛のお知らせを作成して、健康上の注意等を伝えています。  
乳幼児突然死症候群（SIDS）については、職員の周知はもとより、入園前の説明会でも情報提供し、午睡の仕方、確認方法について説明しています。午睡時のチェックは、0歳児は5分おき、1歳児は10分おき、2歳児は15分おきに呼吸や睡眠の状態を記録して乳幼児突然死症候群（SIDS）対策をしています。

【A13】 A-1-(3)-② 健康診断・歯科健診の結果を保育に反映している。	b
--	---

<コメント>

園医による年2回の健康診断と歯科検診、毎月の身体測定結果については児童票に記録して職員全員で共有しています。小規模保育園の特性を活かし、全職員が園児の体調等を把握して、様々な活動の中で配慮できるようにしています。健康診断・歯科検診の結果は、保護者にも関心を持って子どもの成長を実感してもらい、家庭での生活に活かされることを目的として、「すこやか手帳」で保護者に伝えています。  
以前は区の出前講座を受けていましたが、コロナ禍で今は中止しているため、6月に大きな歯の模型を使って、子どもたちに歯の大切さと歯磨きの必要性を伝えており、歯科健康診査票は家庭での歯磨きに役立てられています。

【A14】 A-1-(3)-③ アレルギー疾患、慢性疾患等のある子どもについて、医師からの指示を受け適切な対応を行っている。	a
---	---

<コメント>

現在、アレルギー疾患、慢性疾患のある子どもは在籍していませんが、厚生労働省が示す「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」に基づき、「食物アレルギーマニュアル」を作成しています。  
いつでも受け入れができるように、色を分けた食器を準備しています。保護者からの食物アレルギーの申し出があった場合は、マニュアルに則り、栄養士（兼調理師）同席で保護者との面談を行い、医師の主治医意見書に従い、適切な対応を取る体制が整っています。必要に応じて各関係機関とも連携を図ります。  
アレルギー性疾患や慢性疾患等に関する研修にも参加し、知識や情報をミーティングや職員会議で周知・共有を図っています。

A-1-(4) 食事	第三者評価結果
【A15】 A-1-(4)-① 食事を楽しむことができるよう工夫をしている。	a

<コメント>

「全体的な計画」に沿って、年齢や発達に応じた食育を行っています。給食は時間で区切り、完食できない場合や嫌いなものは、残しても無理強いないようにしています。少しでも食べられたことに共感して、食に対する前向きな気持ちを育むことを心掛けています。保育士や友達との会話を大切に、食事の時間を楽しみ時間と感じられるように努めています。食への関心を深めるために、栄養士が食材を見せて、子どもたちが実際に手に取って、「食べてみたい」と興味を持つように工夫しています。子どもの年齢・発達状況に合わせて、切り方・作り方等の調理方法を工夫して、一人ひとりの食欲と食べる意欲を伸ばしています。  
誕生会にはケーキを用意して保護者に写真を配信して、子どもが楽しむ様子を共有しています。「きゅうしょくだより」には、旬の食材と料理の説明や、献立の紹介、郷土料理やご当地グルメなどを掲載して、家庭と連携して食育を進めています。

【A16】 A-1-(4)-② 子どもがおいしく安心して食べることのできる食事を提供している。	a
--	---

<コメント>

川崎市の統一献立表をもとに、全て園内で調理して提供しています。2週間サイクルで作成する予定献立表には使用食材を明記して、家庭でアレルギー等の確認をお願いしています。離乳食予定献立表は後期食と完了期食に分けて作成しています。  
食材の切り方や調理加減、盛り付け方や量も、それぞれ子どもに合わせて調整して提供しています。栄養士が家庭での食事状況を把握し、食事の様子を観察して、次回からの調理の仕方を変更するなどの工夫をしています。  
月1回の職員会議には栄養士も参加して、人気の献立や残食が多かった献立・味について話し合い、さらにおいしく安心して食べられるように調理に反映しています。  
栄養士が中心となって作成した「給食調理マニュアル」に則って、食材の保管や給食室の消毒等の衛生管理を行っています。

## A-2 子育て支援

A-2-(1) 家庭と緊密な連携	第三者評価結果
【A17】 A-2-(1)-① 子どもの生活を充実させるために、家庭との連携を行っている。	b

<コメント>

開園当初から、登降園の受け入れは1家庭ずつ行っています。可能な限りクラス担当職員が立ち会って、保護者との会話を心掛けています。登園時の体調や怪我など子どもの様子を確認して、降園時には活動や睡眠・食事の様子を伝えて子どもの成長を共有しています。小規模保育園のため全職員がその日の子どもの様子を把握していますが、担任不在でも連絡帳・メモボード等で情報を共有して、伝え忘れや連絡ミスを防ぐ工夫をしています。

入園2ヶ月後には全保護者に面談を行い、入園後の子どもの心身の変化を丁寧に聞き取り、保育に反映しています。面談や日々の会話で得られた特筆事項は個別の児童票に追記していますが、非正規職員は児童票を見ることができないため、全職員にタイムリーに情報共有する仕組み作りが望まれます。

毎月の園だより「なないろ便り」では、各クラスの保育の様子や行事案内を掲載して、保育内容や保育の意図を伝えています。

A-2-(2) 保護者等の支援	第三者評価結果
【A18】 A-2-(2)-① 保護者が安心して子育てができるよう支援を行っている。	a

<コメント>  
保護者支援については事業計画書に明記されています。毎日の送迎時には、原則、クラス担当職員が対応して、保護者と密にコミュニケーションを取っています。個人面談以外でも必要に応じて個別面談を設けており、個々の就労等都合に合わせて面談時間を調整しています。保護者にとって相談しやすい環境を整えて、安心して子育てができるように全職員と信頼関係を構築することを心掛けています。

保護者からの相談は、担任以外でも対応できるように、日頃から情報共有をしています。ケースに応じてすぐに対応できるように、園長を中心に支援・助言する仕組みができています。相談内容に応じて、適切な関係機関を紹介する体制も整えています。

【A19】 A-2-(2)-② 家庭での虐待等権利侵害の疑いのある子どもの早期発見・早期対応及び虐待の予防に努めている。	b
---	---

<コメント>  
「虐待等権利侵害に関するマニュアル」が作成されており、重要事項説明書には、虐待等防止のための措置を明記しています。虐待の見逃さず早期発見できるように、登降園時や着替え・トイレ援助など、常に子どもの様子を注視しています。親子の関わりや子どもの情緒、身体的外傷等に留意して、特に、会話・顔色・外傷・あざ・衣服の乱れ等に注意を払っています。虐待の可能性が見られる場合は、速やかに職員間で共有して園長に報告・記録して、児童相談所と連携を図る体制が構築されています。

子どもだけでなく保護者の権利侵害にも注意しており、保護者の表情や態度にも注意を払うことを全職員で徹底して、必要に応じて外部機関と連携を取ることができる仕組みを用意しています。

マニュアルはありますが、読み合わせや内部研修などありません。定期的に職員の理解を深める機会を設けて、虐待防止の意識付けを継続的に進めていくことが望まれます。

### A-3 保育の質の向上

A-3-(1) 保育実践の振り返り（保育士等の自己評価）	第三者評価結果
【A20】 A-3-(1)-① 保育士等が主体的に保育実践の振り返り(自己評価)を行い、保育実践の改善や専門性の向上に努めている。	b

<コメント>  
各クラスの週案・月案・年間計画には「評価と反省」欄があり、クラス単位での自己評価ができる書式になっています。クラスごとのノートも用意され、毎月の振り返りを行い、職員研修・会議等で子どもに対しての課題を共有して、園全体の保育内容の改善や、保育実践の向上に繋げています。

年度末に園長との面談が行われ、1年の振り返りと翌年の目標設定を行っていますが、職員共通の振り返りのチェック表を用いた、職員個々の自己評価は実施されていません。個人の自己評価を定期的に行い、保育園全体の自己評価に繋げる取り組みが期待されます。